

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		高齢者生きがい活動センターの利用許可の取消し等 (利用条件の変更、利用停止、利用許可の取消し)
根拠条例・規則等名		さいたま市高齢者生きがい活動センター条例
条 項		第 10 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課 (電話：048-829-1259)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、利用団体等が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 高齢者生きがい活動センター条例又は同施行規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p>
	設定等年月日	平成 19 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		